タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年１０月)

１０月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	新星ハイヤー株式会社 （法人番号７４５０００１００４６６７） 代表者横山悠紀雄	北海道深川市２条７番４号	本社営業所	北海道深川市２条７番	R2.10.22	輸送施設の使用停止（１６０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他８件	令和２年１月１４日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）事業計画の変更認可義務違反（道路運送法第１５条第１項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（３）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（４）点呼の記録の改ざん・不実記載（運輸規則第２４条第５項）、（５）乗務等の記録の改ざん・不実記載（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第３項、第４項）、（６）事故の記録事項義務違反（運輸規則第２６条の２）、（７）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（８）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（９）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）	16	16
	以下余白									